

太陽光発電設備等の設置に関する 景観ガイドライン

改訂版 令和4年4月

■届出

和歌山市では、景観計画区域（市全域）において、景観上影響の大きい大規模な建築物・工作物等について、景観法に基づき景観形成基準を設定し、届出制度の運用により景観誘導を図っています。

太陽光発電設備等については、

「特定工作物」（景観条例施行規則第6条第1項第2号柱書）として、

高さ13mを超える場合又は築造面積が1,000㎡を超える場合に、届出対象となり、景観形成基準に適合することが求められます。

※景観重点地区における対象

和歌の浦景観重点地区：高さ10m超又は築造面積100㎡超

和歌山城周辺景観重点地区：全ての行為

■景観形成基準（和歌山市景観計画より抜粋）

地区	項目	基準
市全域	共通	計画地周辺の景観の類型を把握の上、該当する類型別の景観の目標像・方針に即した景観形成を図る。
		地形・自然の状況、歴史的ななり立ち、市街地形成の経緯やそこで営まれている活動など、計画地周辺の景観の特徴を十分に理解の上、計画へ反映する。
		周辺の景観との調和に配慮し、景観上重要な資源が近くにある場合は、それとの調和に特に配慮する。
	工作物	周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。
		工作物の周囲や空地においてできるだけ植栽を充実させる。

※景観計画で、＜色彩に関する推奨値＞を定めています。

ただし、太陽光パネルの色彩については、対象外とします。

※景観重点地区については、別途定めがあります。

■策定の目的

景観形成基準の各項目は、工作物全般に向けたものであり、太陽光発電設備等に限定されたものではなく、概括的・抽象的記載であるため、事業者と理解を共有しづらく、運用が困難な部分があります。

そこで、景観形成基準について太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン（以下、「ガイドライン」）を策定することにより、事業者が景観に配慮した事業計画の策定が容易となるため、当該設備等の景観に与える影響を最小限に抑え、市域の景観保全に寄与することができます。

A 【対象：丘陵・里山景観区域を除く市全域】

項目		基準
太陽光 パネル	配置	事業区域の緯度・経度、方位角・傾斜角から、夏至・冬至・春分・秋分の時間帯について反射光の反射角と方位を検討し、市街地や集落または眺望点に影響を及ぼすことがないようにする。
		地域の歴史的・文化的景観(指定文化財、日本遺産、自然公園等の景観資源)への干渉を避け、事業区域と接する土地との間に十分な幅のバッファゾーン(緩衝地帯)を設け、違和感のない位置・傾斜角度・規模とする。
	形態 意匠	パネル部分は、低反射性もしくは防眩性の高いものを使用する。
		パネル部分は、模様が目立たないものを使用する。
色彩	パネル部分の色彩は、周辺の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。	
	フレームの色彩はパネル部分と同色か、周辺の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。 架台の色彩は可能な限り、低彩度の目立たないものを使用する。	
附属 設備	色彩	太陽光発電設備の附属設備(パワーコンディショナー、キュービクル、フェンス等)は、低彩度で統一するなど、周辺の景観と調和した色彩とする。
緑化		樹木の伐採は、必要最小限とし、既存樹木等の保全をする。
		敷地境界付近に植栽を施すなど、周辺の景観と調和した敷地内緑化に努める。
眺望点		民家等集落、交通量の多い道路、景観資源、公共的な場所、展望地などの眺望点から見えないように対策を講じる。
修景 目隠し		上記眺望点以外からもパネル部分が見える場合は、修景的配慮として太陽光発電設備の目隠しとなるよう敷地境界付近に遮蔽柵、塀、植栽等を設置する。
		パネル部分の高さを抑え目隠し措置の高さより低くする。
その他		環境・修景に配慮した施設を含む太陽光発電設備等の維持管理をする。

B 【対象：丘陵・里山景観区域を除く市全域】

【パネル合計面積 1ha 以上（景観重点地区：0.5ha 以上）】

※更に、大規模なものについては、次の事項についても配慮を求めます。

項目		基準
太陽光 パネル	規模	設置面積を抑える。

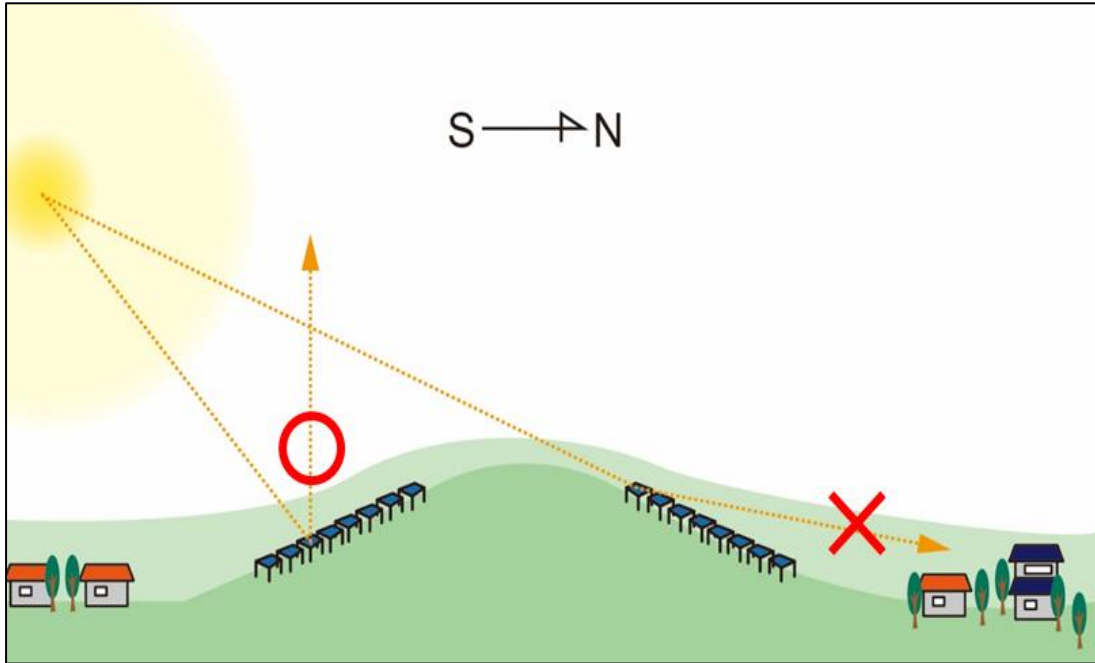
C 【対象：丘陵・里山景観区域】

項目		基準
太陽光 パネル	配置	事業区域の緯度・経度、方位角・傾斜角から、夏至・冬至・春分・秋分の時間帯について反射光の反射角と方位を検討し、市街地や集落または眺望点に影響を及ぼすことがないようにする。
		地域の歴史的・文化的景観(指定文化財、日本遺産、自然公園等の景観資源)への干渉を避け、事業区域と接する土地との間に十分な幅のバッファゾーン(緩衝地帯)を設け、違和感のない位置・傾斜角度・規模とする。
		稜線の形状を阻害しない。
	規模	設置面積を抑える。
	形態 意匠	パネル部分は、低反射性もしくは防眩性の高いものを使用する。
		パネル部分は、模様が目立たないものを使用する。
色彩	パネル部分の色彩は、周辺の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。	
	フレームの色彩はパネル部分と同色か、周辺の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。	
	架台の色彩は可能な限り、低彩度の目立たないものを使用する。	
附属 設備	色彩	太陽光発電設備の附属設備(パワーコンディショナー、キュービクル、フェンス等)は、低彩度で統一するなど、周辺の景観と調和した色彩とする。
緑化		樹木の伐採は、必要最小限とし、既存樹木等の保全をする。
		敷地境界付近に植栽を施すなど、周辺の景観と調和した敷地内緑化に努める。
眺望点		民家等集落、交通量の多い道路、パーキングエリア・道の駅等で眺望の良い場所、展望台、歴史の道百選として選定された葛城修験の道・熊野古道等の景観資源、峠・ハイキングコース・自然歩道・キャンプ場等で眺望の良い場所、公共的な場所、展望地などの眺望点から見えないように対策を講じる。
修景 目隠し		上記眺望点以外からもパネル部分が見える場合は、修景的配慮として太陽光発電設備の目隠しとなるよう敷地境界付近に遮蔽柵、塀、植栽等を設置し、パネル部分が見えないように対策を講じる。
その他		環境・修景に配慮した施設を含む太陽光発電設備等の維持管理をする。

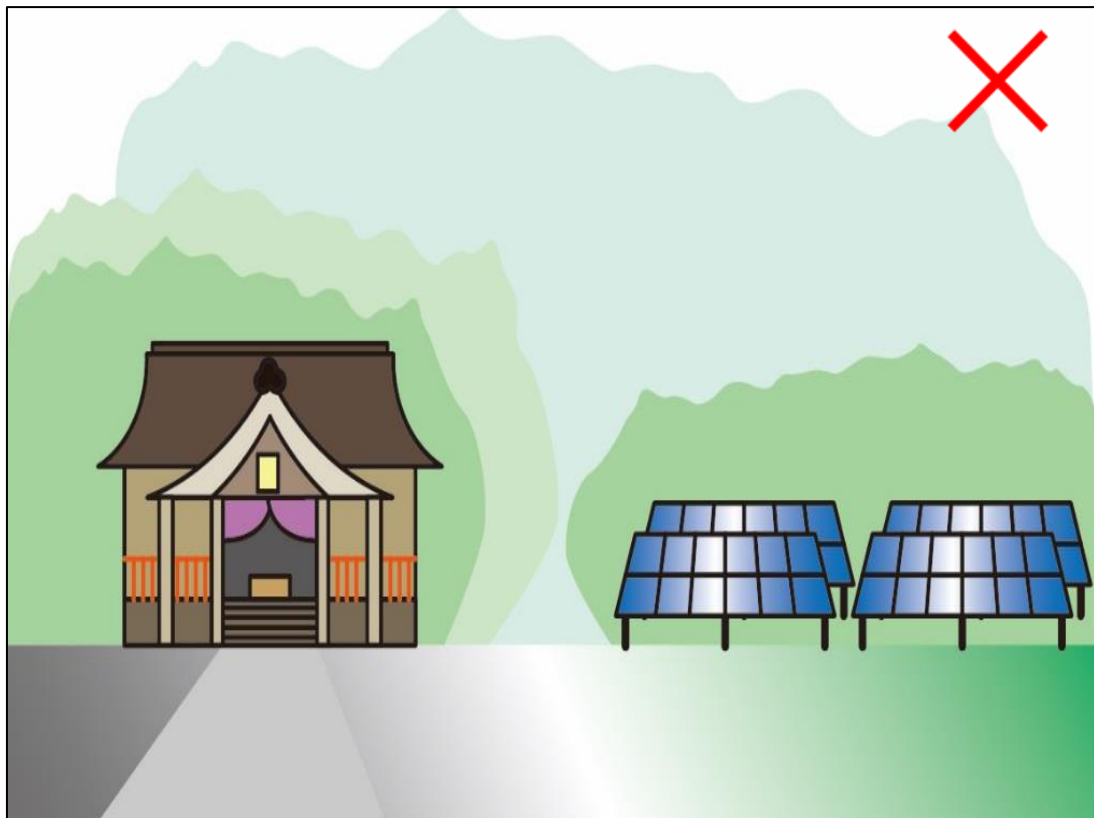
※主に地域森林計画対象民有林区域とそれに囲まれる区域

【配置】

■太陽光パネルの配置は、事業区域の緯度・経度、パネルの方位角・傾斜角から、夏至・冬至・春分・秋分の時間帯について反射光の反射角と方位を検討し、市街地や集落または眺望点に影響を及ぼすことがないようにする。

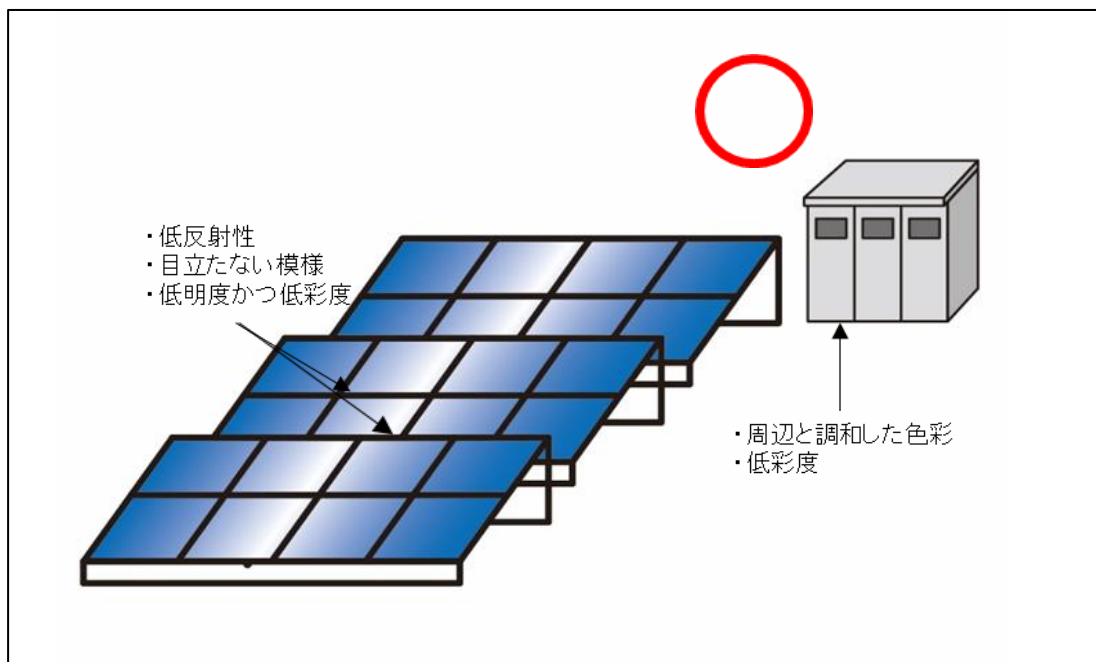


■太陽光パネルの配置は、地域の歴史的・文化的景観(指定文化財、日本遺産、自然公園等の景観資源)への干渉を避け、事業区域と接する土地との間に十分な幅のバッファゾーン(緩衝地帯)を設ける。



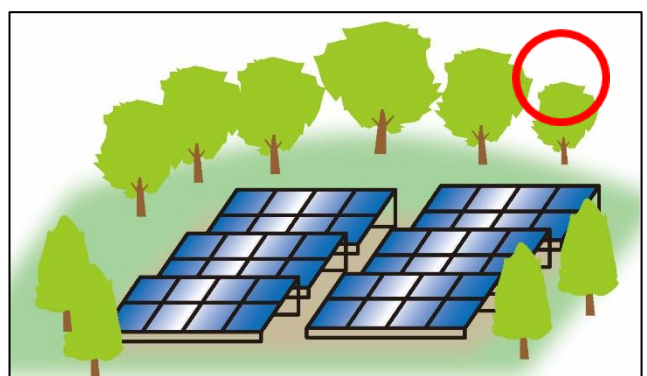
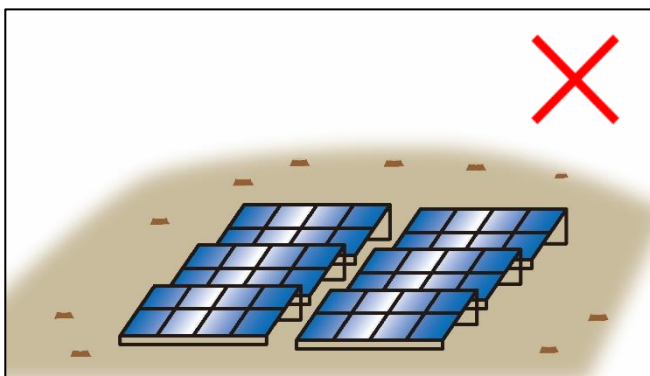
【形態意匠・色彩】

- パネル部分は、低反射性もしくは防眩性の高いものを使用する。
- パネル部分は、模様が目立たないものを使用する。
- パネル部分の色彩は、周辺の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。
- フレームの色彩はパネル部分と同色か、周辺の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。
架台の色彩は可能な限り、低彩度の目立たないものを使用する。
- 太陽光発電設備の附属設備等（パワーコンディショナー、キュービクル、フェンス等）は、低彩度で統一するなど、周辺の景観と調和した色彩とする。



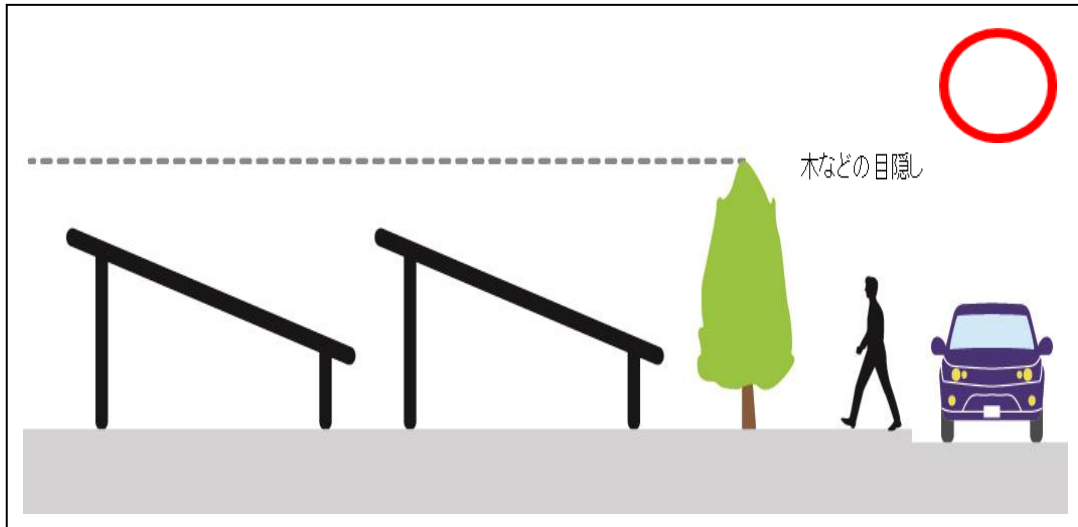
【緑化】

- 樹木の伐採は、必要最小限とし、既存樹木等の保全をする。
- 敷地境界付近に植栽を施すなど、周辺の景観と調和した敷地内緑化に努める。



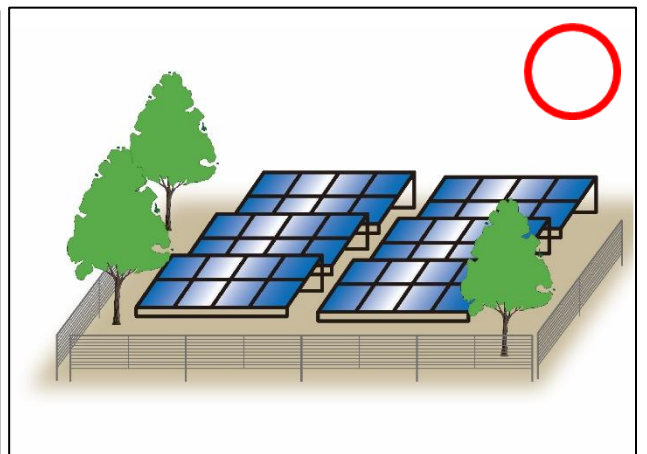
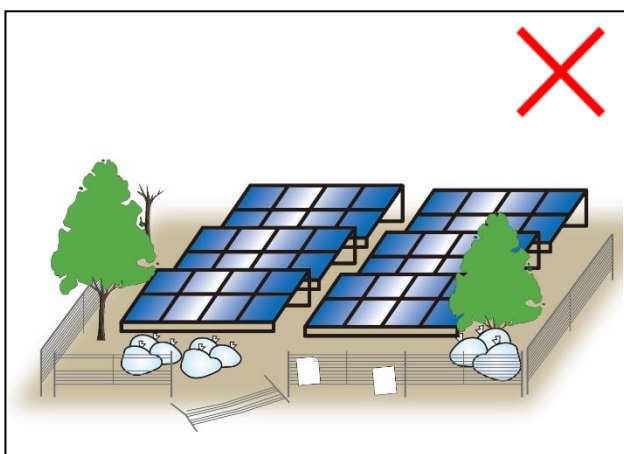
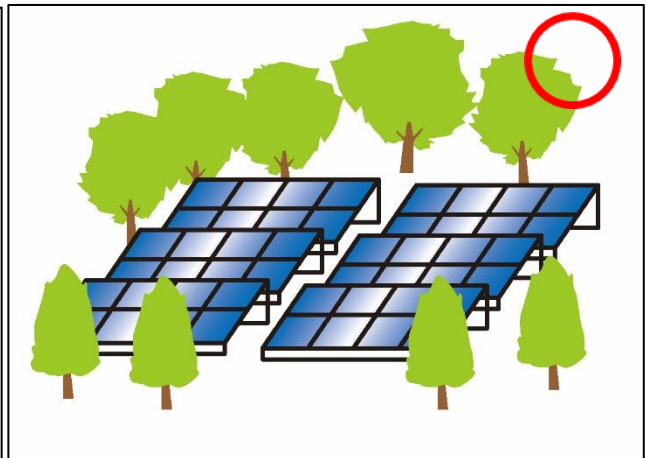
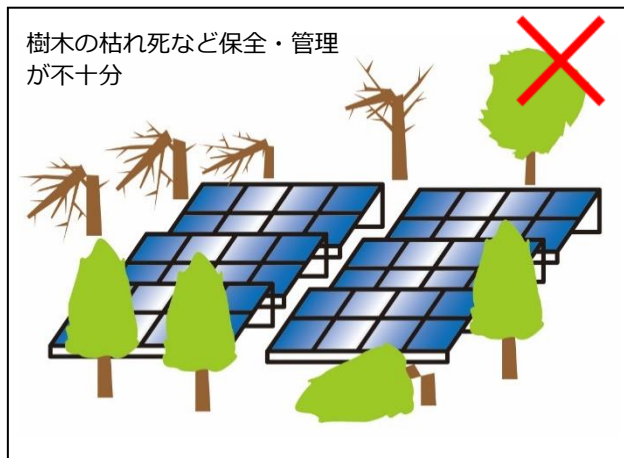
【目隠し】

■パネル部分の高さを抑え目隠し措置の高さより低くする。



【その他】

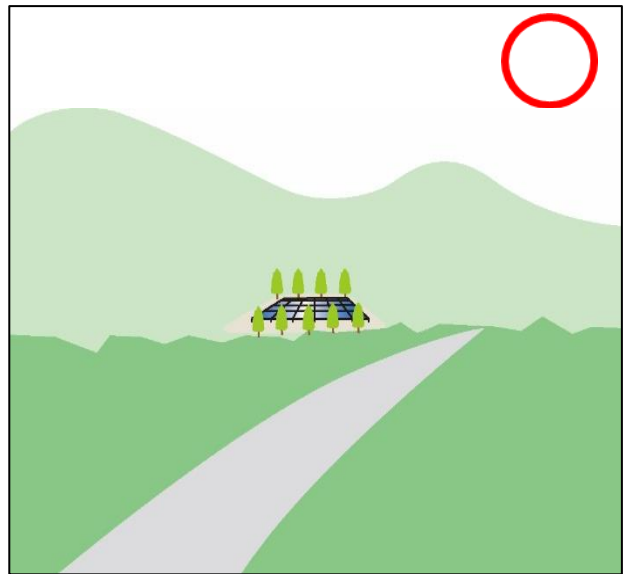
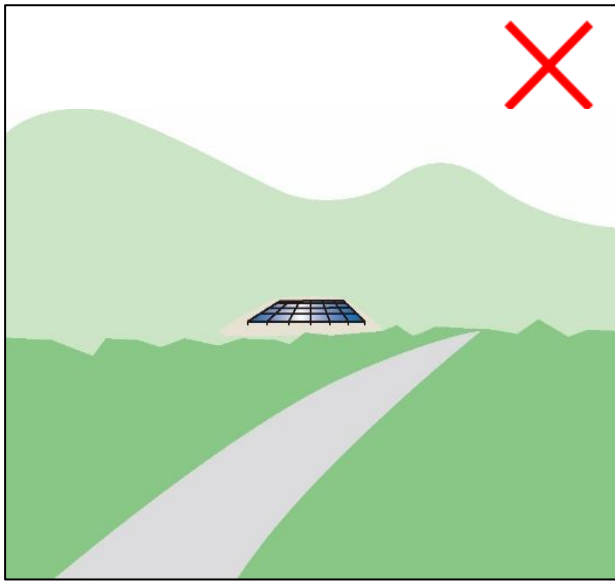
■環境・修景に配慮した施設を含む太陽光発電設備等の維持管理をする。



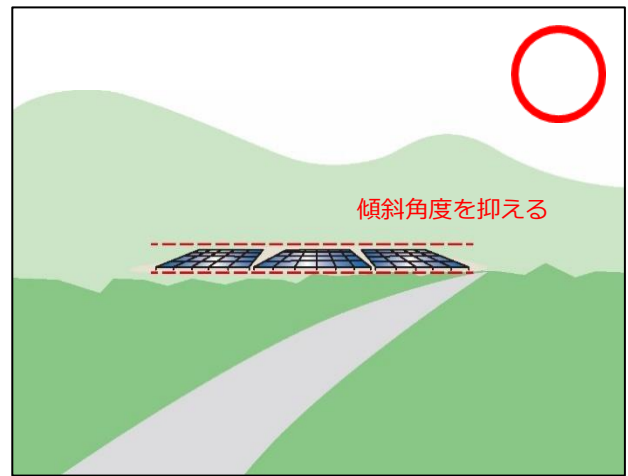
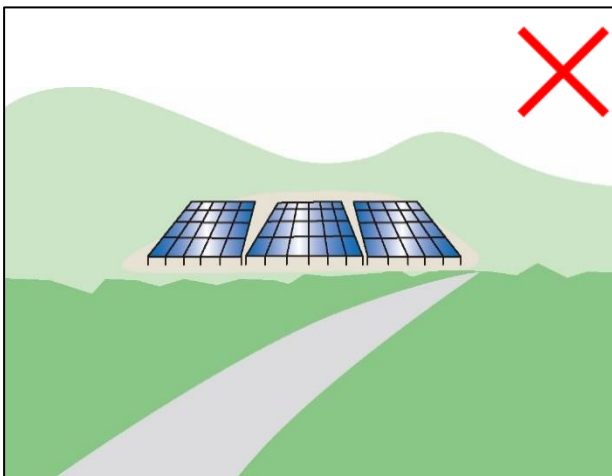
【配置・規模】

- 太陽光パネルの配置は、違和感のない位置・傾斜角度・規模とする。また、パネル部分が見える場合は、修景的配慮として太陽光発電設備の目隠しとなるよう境界付近に遮蔽柵、塀、植栽等を設置し、パネル部分が見えないように対策を講じる。
- 太陽光パネルの設置面積を抑える。

・ 修景的植栽、植樹を実施し、景観に配慮した例



・ 太陽光パネルの傾斜角度を目立たぬよう小さく抑え、景観に配慮した例
(状況に応じて、修景的配慮を行うこととする。)



■ 築造面積の考え方

太陽光発電設備における築造面積については、事業区域の面積ではなく設置する太陽光パネルの面積(パネル1枚当たりの面積×パネル枚数)とします。

なお、事業区域内を複数の区画に分けて太陽光パネルを設置する場合であっても、区画ごとの太陽光パネルの面積ではなく総面積により築造面積を判断するものとします。

計画事業区域の近隣に既存太陽光発電設備が存在している場合は、全体を景観として視覚的にとらえます。

■ 建築物に設置する太陽光発電設備の取扱い

建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電設備は、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備に該当し建築物に含まれますが、建築物が一定規模を超えると景観法に基づく届出が必要です。

■ 事業者及び工事施工者が事業計画を実施するために必要な協議用書類

※太陽光パネルの設置場所により、必要書類は異なります。

・【丘陵・里山景観区域を除く市全域】に設置する場合(4)は縦断・横断面図(太陽光パネル設置範囲及び設置高さを図示)

・【丘陵・里山景観区域】に設置する場合(1)～(18)全て

- (1) 景観計画区域内における行為の届出書(様式第1号)
- (2) 事業区域に係る土地の位置を示す図面(地域森林計画の対象となっている場合は民有林の対象となっている区域の位置を示す図面)
- (3) 土地利用計画平面図
- (4) 造成計画平面図及び縦断・横断面図(切土、盛土、太陽光パネル設置範囲及び設置高さを図示)
- (5) 完成予想図(パース・フォトモンタージュ等)
- (6) 太陽光パネルカタログ(仕様、色彩等)
- (7) パネル用架台カタログ(〃)
- (8) キュービクルカタログ(〃)
- (9) パワーコンディショナーカタログ(〃)
- (10) フェンス・門扉等カタログ(〃)
- (11) 現況図・求積図・現況写真
- (12) FIT法に基づく認定通知書の写し等
- (13) 眺望点からの見え方に関するシミュレーション
- (14) 太陽光パネル設置に伴う反射光の周辺への影響シミュレーション
- (15) 近隣住民説明会の地区範囲説明図及び自治会名一覧調査表
- (16) 事業区域周辺の主要な眺望点調査表及び写真
- (17) 事業区域の周辺に、地域の歴史的・文化的景観資源等の有無及び離隔距離調査表
- (18) 完了届、完了写真

※なお、ガイドラインを活用し、事業者の方はできるだけ早い時期の事前協議に努めて下さい。

また、景観上影響が及ぶ可能性のある周辺住民等への周知、理解に努めるようご協力下さい。